

| 正千戸 | 副千戸 | 百戸 | 試百戸 | 総旗 |
|---|--|--|-------------|-------------|
| 371、6、 395、11、 23、 25、 27、 28、 31、 33、 106、 108、 117、 125、 149、 232、 273、 274、 337、 | 380、168、16、 382、196、24、 383、238、34、 385、240、35、 386、257、41、 387、263、42、 388、264、43、 389、265、44、 390、282、46、 391、336、99、 392、339、105、 396、341、111、 397、343、136、 400、363、137、 367、154、 370、155、 372、156、 | 9、 36、 37、 39、 47、 102、 104、 109、 114、 118、 119、 121、 122、 123、 141、 143、 114、 | 103、 107 | 120、 138 |
| 十九 | 四十八 | 六十 | 二 | 二 |
| 十二 | 三十三 | 三七・九 | 一・二六 | 一・二六 |

ここに集めた事例は、「親征軍中地方軍関係表」のすべての衛所官職を網羅しているわけではない。まえにも述べたように、京操軍を保有せず、班軍番上の義務のない衛所であったにもかかわらず、親征軍に含まれている事例に限定しての衛所官職の抽出結果である。

事例総数一五八、この中で一番多いのは百戸である。百戸のみで三七・九%、ほぼ四割を占める。明代軍事制度の中核をなす衛所という機関は、通常、指揮使のもとに五つの千戸所（五六〇〇人）より成り立っていて、千戸所は十の百戸所（一一二〇人）より構成されていた。衛所は、その機能や設置地域との関わりで、それぞれ多様な性格を有していたが、とくに定額とされる軍額（五六〇〇人）については、これより多いところや少ないところも少なからずあり、その存在形態は同じではなかった。ただ、衛経歴等の事務系統を除く衛所内部の武官系統の職階は、どの種の衛所においてもほぼ共通であり、指揮使以下、指揮同知―指揮僉事―衛鎮撫―正千戸―副千戸―百戸―試百戸―所鎮

撫等となっていたのである。『明史』卷九〇、兵志二、衛所に、

其の所部の兵五千人を覈するは指揮と為し、千人は千戸と為し、百人は百戸と為し、五十人は総旗と為し、十人は小旗と為す。

とあり、衛所内部の人的構成にかかわる指揮体制では、通常百戸は百人を率いる職官であった。二事例みえる総旗でさえも十人を統轄したのである。逆に指揮使は、一衛全体を指揮する統率官であった。その指揮使が四例もみえる。その中で、北京から遙か離れた浙江所在の169海寧衛、山西所在の381雲川衛の衛所は指揮使が麾下の全軍を率いて親征軍に参加したのであるうか。381雲川衛の場合、その参加状況をみると、

雲川衛指揮使

381

副千戸

44、380、382、383、385、386、387、388、389、390、391、39

百戸

37、39、374、375、376、377、378、379、384

と一人の指揮使のもとに十二人の副千戸、九人の百戸が親征軍に組み込まれている。

とすれば、一衛全体での参陣とも解せられるが、しかし正千戸等の事例がまったくない。また169海寧衛の場合は指揮使の一例のみで、それ以外はみえない。

もし指揮使が一衛すべての軍士を率いて京師に赴き親征軍に参加したならば、その地方の防禦体制は放擲され無防備にさらされることになる。また一衛を構成するのは、戦闘に従う軍士ばかりではない。当該衛所の軍屯耕作に当たる屯田軍もいれば、税糧の輸送に当たる漕運軍もいた。そのような種々の軍種で、衛所は人的に構成されていた。そのように別の職責をになった軍種まで含めて一衛全体その設置場所を離れて親征軍に加わるとは思えない。また地方の軍事体制に支障がきたすような跛行的調撥命令が朝廷から振り出されるとも思われない。といっても、通常多くの軍士を指揮する指揮使以下諸々の衛所官が、このときには単独単身で親征軍に参加したと考えるのは、かなり不自

然といわざるをえない。かれらは、当該衛所から抽出した衛所官・衛所軍によって一軍一隊を組成して北京に向出いたとみるべきであろう。

かくして、浙江・陝西・湖広・福建・遼東等京師から遠隔の各地の衛所の指揮使等に率いられた衛所軍が親征軍に参加すべく北京に向かつて行軍を開始したのである。かれらの所在地出發が、モンゴル軍の対明侵寇の報が明廷にもたらされた七月十一日以後のことであるとすれば、親征軍が西方へ向かつて行軍を開始した十六日までに北京に到着することは到底無理なことであった。にもかかわらず、明廷がこれだけの短期間に大軍を西方に行軍させることができたのは、モンゴル軍の対明侵寇以前にすでに地方から調撥された衛所軍が上京し、止まっていたからではないかと思われる。

それによって、親征軍の準備が完了していたものと考えなければ、親征軍中に京操軍を保有せず、通常京師への班軍番上の義務のない王府護衛・護陵衛・南京京衛を含めた地方の衛所が夥しく含まれていることの意味を詮解きすることはできないであろう。

おわりに

正統十四年（一四四九）七月十一日、長城がモンゴル軍に侵犯されたという情報に接すると、中国の明王朝では、英宗の親征をたちどころに決定した。十六日には北京を進發した。まさに電光石火のような早業の進發が可能であったのは、それ以前に親征の準備が着々と進められていたからである。それはエセン（也先）の率いるオイラトを中核となすモンゴルと關係が先鋭化してきたために、五年前の正統九年（一四四四）における兀良哈征討の成功体験（15）、もう一度英宗自身の手で活かそうと企図し、その準備がかねてから十分なされていたからであろう。

正統九年（一四四四）の征討が赫奕たる戦果を挙げたとはいえ、明が最も脅威を感じていたのはその兀良哈ではなく、タタールの勢力を駆逐してモンゴルの覇権を掌握し、明と対立するほど勢いを示していたエセンのモンゴルであ

つた。かかるエセン支配下のモンゴルと明との関係が沸騰点に達するであろうことは、種々のチャンネルを利用して情報を集めている朝廷要路の人々にとって予想されたことである。そのときに対処するために諸々の対策が講じられたと思われるが、京操軍を有しない地方衛所にも調撥命令を下し、北京に集結させるのも、その一つであったと思量される。それによつて京師防衛と親征軍編制の双方が可能となった。それがためにモンゴルの対明侵寇の報が明廷に届くやいなや、間髪をいれずに英宗親征軍の編制ができたのである。

『英宗実録』正統十四年秋七月己丑の条に、

是の日、虜寇するに分道し、期を刻して入寇す。也先は大同に寇し、猫兒庄に至る。右参将吳浩、迎戦して敗死す。脱脱卜花王は遼東に寇す。阿剌知院は宣府に寇し、赤城を囲む。又別に人を遣わし甘州に寇せしむ。諸守将、城に憑りて拒守す。報至るや、遂に親征を議す。

とあり、モンゴル軍の侵寇の報が届いたときの明廷の反応が記されている。その翌日の十二日にあたる同月庚寅の条には、

命じて、在京五軍神機三千等營の官軍の操練者には、人ごとに銀一両・胖襖袴各一件・鞵鞋二雙・行糧一月・作炒麦三斗を賜う。兵器は共せて八十余万なり。又三人毎に驢一頭を給せられ、輜重を負わせらる。把総都指揮には人ごとに鈔五百貫を加賜す。

に作っている。この記事にはモンゴルや親征軍等の文言は全くみえないが、侵寇の報もたらされた翌日のものであり、英宗の親征軍の編制とかかわる措置とみて註誤ない。兵器八十万にしても、また一人あたり行糧一ヶ月分の手当にしても、すぐさまできることではない。行糧加給の本色をなすのは糊穀のついた米（粟という）である。明代にお

いては文官・武官たちの給与としての米粟を貯蔵している大倉庫群は、北京の東方に位置する通州にあった。そのため、土木の変が発生したあと、北京に軍を進めてきたエセンが通州を焼き討ちするという流言蜚語をばらまいたので、明側では大慌てで、大多数の軍士を動員し、それぞれに米粟を背負わせて北京城内に運ばせるといふ対策をとらざるをえない事態が生じたほどである。正統十四年（一四四九）七月に親征軍を編制するに際しても、大軍に加給される行糧は、ここ通州の大倉庫群から北京城内に輸送されたのである。英宗の親征が決まった翌日にそれを調達することは到底不可能なことといわざるをえない。

夥しい非班軍番上の衛所からの調撥による親征軍の人的編制と行糧手当の二つの面からみても、親征軍の計画は、正統十四年（一四四九）七月十一日にモンゴル軍の対明侵寇という報が明廷に届く以前から存在したのではなからうか。それが英宗親征の議が起こったその五日後には五十万と号する大軍が親征の途につくことができた所以であろう。英宗自身が今次の親征にかける意気込みについては、親征軍の決定がなされたその二日後の十四日に、吏部尚書王直等が謀臣・猛将・堅甲利兵に任せて必勝を図るべきで、英宗自身の親征はやめてほしいと請願したときに、

卿等の言う所、皆な忠君愛国の意なり。但だ虜賊天に逆い恩に悖り、已に辺境を犯し、軍民を殺掠す。辺将、累りに兵の救援を請う。朕、親ら大兵を率い、以て之を勦せざるをえず（16）。

と記されている。

かかる周到な準備、そして英宗が親征にかける思いにもかかわらず、その一ヶ月後には、親征軍はモンゴル軍に敗れ、そして英宗の運命も暗転した。かかる事態に陥った理由は、戦略的あるいは戦争論の見地から仔細に検討すべき事項であり、ただ単純にその結果のみをみて、親征決定とその出発までの期間の短さとを結びつけ、それを無計画な親征であったととらえることは註誤すぎるであろう。

註

- (1) 土木の変の顛末については、拙著『モンゴルに拉致された中国皇帝―明英宗の数奇なる運命―』（研文出版、二〇〇三年）参照。
- (2) 拙稿「土木の変と親征軍」（『東洋史研究』第五十一巻第一号、一九九三年）。のち、拙著『明代中国の軍制と政治』（国書刊行会、二〇〇一年）に「前編第二章 親征軍」として再録。
- (3) 神田信夫「清代史の研究と檔案」（『駿台史学』第五〇号、一九八〇年）。
- (4) 前掲拙著『明代中国の軍制と政治』「前編第三章 班軍番上制」参照。
- (5) 靖難の役において、永楽帝は自軍に参加して功を得て陞職したものを「新官」とし、建文軍に付いたもの、および洪武中に陞職したものを「旧官」とした。新官の子孫は、十六歳で襲職し、襲（前任者が死去しての交替）・替（前任者の老疾等による交替）いずれであっても、比試（能力認定試験）を免除された。これに対して、旧官の子孫は、十五歳で襲職し、比試の合格を義務づけられた。永楽元年（一四〇三）以後、功を得たものは、洪武時代の陞職者ならびに建文軍に付したものと同じく旧官と同等の扱いとしたのであった。劉欽の先祖が永楽帝麾下の軍であったことは、「内黄査有」の下に、靖難の役においては各戦役での軍功によって陞進した記事がみえ、かつ永楽二年（一四〇

土木の変と地方軍（川越）

四）に劉成が太原右衛右所副千戸への陞進も変後の論功行賞の結果であったことから知られる。借職とは衛所官の前任者が死亡、あるいは病氣・老などの事由で承継が生じたとき、承継すべきその人が幼齢であったり、未生である場合は、叔父や堂兄弟（父方のいとこ）等傍系尊属に当たる者が一時的に襲いだ。これを「借職」といった。以上に簡約した新官・旧官、借職に関する事項については、前掲拙著『明代中国の軍制と政治』「前編第二部第五章 新官と旧官」、第六章 借職制」参照。

(6) 土木の変の土木という地名の来由については、前掲拙著『モンゴルに拉致された中国皇帝―明英宗の数奇なる運命―』参照。

(7) 鶏兒嶺の戦いの様相については、前掲拙著『モンゴルに拉致された中国皇帝―明英宗の数奇なる運命―』参照。

(8) 「内黄査有り」あるいは「外黄査有り」という用語については、すでに別稿「明代蜀王府と成都三護衛―とくに護衛返上・衛所配転・軍事活動を中心に―」（『中央大学文学部紀要』史学第六〇号、二〇一五年）でふれたが、それぞれの家の世襲状況を記述するにあたって、衛選簿は古い世襲記録については内黄と外黄からなる黄簿を参看している。内黄と外黄の中、いずれを参照し勘査したかを示しているのが、「内黄査有り」あるいは「外黄査有り」という文言である。ちなみに、黄簿の中、内黄は内庫に所蔵され、外黄は印綬監が収掌していた。『菽園雜記』卷十、参照。

七五

- (9) 王府護衛の軍事活動の拡大化については、前掲拙稿「明代蜀王府と成都三護衛―とくに護衛返上・衛所配転・軍事活動を中心に―」参照。
- (10) 同右。
- (11) 拙稿「謀反は作られる―明宣徳朝の諸王政策によせて―」（川越泰博編『様々なる変乱の中国史』汲古書院、二〇一六年）参照。
- (12) 拙稿「明代護陵衛考―とくに長陵衛・献陵衛とその軍事活動を中心に―」（『人文研紀要』第八二号、二〇一五年）参照。
- (13) 拙著『明史』中国古典新書統編28（明德出版社、二〇〇四年）四六頁。
- (14) 註(2)。
- (15) 正統九年（一四四四）における明の兀良哈征討軍については、拙稿「明代、以克列蘇の戦役考」（『中央大学文学部紀要』史学五八号、二〇一三年）、「兀良哈征討軍と土木の変」（『人文研紀要』第七九号、二〇一四年）、「ふたたびの「兵戈檣攘」―兀良哈征討軍と土木の変（II）―」（『アジア史研究』第三九号、二〇一五年）参照。
- (16) 『英宗実録』正統十四年秋七月壬辰の条。